

財 関 第 1 6 2 号
平成 22 年 2 月 17 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大藤 俊行

税関手続申請システムの廃止に伴う関連通達の廃止について

税関手続申請システム（C u P E S）の廃止に伴い、「税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて」(平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号) 及び「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）は、平成 22 年 2 月 21 日をもって廃止するので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。